

## <開催報告>

### 1) 「欧州における特許保護：選択肢が多いのは良いことか？」

(導入予定の欧州単一特許のルートと、国内ルートによる保護)

協 賛：金沢工業大学大学院

開催日時：平成 25 年 7 月 11 日 (木) 13:30~17:00

会 場：愛宕東洋ビル 11 階、1111 講義室 (金沢工業大学大学院 虎の門キャンパス)  
(東京都港区愛宕 1-3-4)

講 演 者：Nick Reeve 氏 (弁護士、Reddie & Grose 法律事務所)

Phil Bates 氏 (弁護士、Reddie & Grose 法律事務所)

Aidan Robson 氏 (弁護士、Reddie & Grose 法律事務所)

内 容：

#### (1) 導入予定の欧州単一特許制度の概要について

- ・ 欧州単一特許 (European Unitary Patent) は、欧州特許機構により付与された特許であり、現行の欧州特許付与後 1 か月以内に申請をすることで欧州単一特許に加盟する全ての欧州連合国において自動的に効力を発する。欧州単一特許制度は二つの欧州理事会規則 (特許付与と翻訳要件について規定) と一つの国際条約 (適用裁判制度) からなるパッケージとなっている。その施行については、28 加盟国 (2013 年 7 月クロアチアの参加により 28 か国) のうち 13 か国以上の批准及びその中にイギリス、ドイツ、フランスが含まれていることが必要とされる。当初、2013 年内に当該批准がなされ、2014 年 1 月施行の予定であるが、本日の講師は 2015 年~2017 年と予想。
- ・ 欧州単一特許制度の施行後も、現行の各国特許制度、従来の欧州特許制度は維持される見込み。・ 欧州単一特許の使用言語は英語であるが、特許権者は他の欧州言語の明細書翻訳を用意しなければならない可能性がある。また、紛争時にも他言語の翻訳を要求される可能性がある。
- ・ 各国の裁判所に変わる単一特許裁判所の設立。

#### (2) 欧州における各国出願制度と欧州特許制度の比較 (現在と未来)

- ・ 欧州単一特許制度施行により、今後、欧州共同体域内で 3 通りの特許制度が併存することになる。ここでは現行の欧州特許制度と各国特許制度について実務上の比較がなされた。
- ・ 欧州特許制度は、審査の質が高いが、審査期間が長く、審査費用も高い。戦略的な権利取得に制限がある。一方、各国特許制度の場合は、一般的に審査期間が短く、出願人の意向に対応した審査を実施する傾向にある。また、戦略的権利取得も多様である。
- ・ 何れの特許制度を活用するかは確保したい権利内容、権利行使等を考慮して決定すべきである。

#### (3) 英国における特許付与後の権利行使及び訴訟

- ・ 欧州同様英国における訴訟の多くはスマートホーン及び医薬品に関するものが大半を占める
- ・ ジェネリック医薬品に係る Bolar 条項の適用は欧州において実施されているが、国毎に適用の程度は異なる。英国ではジェネリック医薬品の販売承認取得の目的のみに適用される (適用範囲が狭い)
- ・ 紛争の例として、通信標準規格に係るパテントトロールの訴訟事件や、Motorola と Apple の訴訟事件などが紹介された。

本セミナーの参加者は 50 名でしたが、特許事務所及び企業の実務者が多数参加されており、質

疑応答も実務に基づくものが活発に行われ、実務者にとって有意義な研修となった。



左から Phil Bates 氏、Nick Reeve 氏、Aidan Robson 氏